

茨木市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、茨木市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、40人以内とする。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く。

(会長の職務代理)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(茨木市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 茨木市報酬及び費用弁償条例（昭和40年茨木市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

国民保護協議会委員	日額 7,400円
-----------	-----------